

2西子保第1247号
令和2年8月11日

保護者各位

西東京市子育て支援部
保育課長 海老澤 功

同居家族等の新型コロナウイルス感染疑いに伴う登園のルールについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より、西東京市保育行政にご協力いただきありがとうございます。各園での新型コロナウイルス感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、皆様のご協力のもと、各園で取り組んでいるところですが、都内の感染拡大に伴い、園児の家族等に感染が判明する場合や感染が疑われるケースが生じています。園児の身近な家族等に感染が疑われた場合の登園ルールにつきまして、改めて下記のとおりお知らせします。

保育園での感染拡大を予防するためには、保育所内への感染症の侵入を防止することが重要です。ご不便をおかけしますが、ルールの順守につきまして、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

記

1. 濃厚接触者に特定された場合

在園児本人又は同居している家族の方が保健所より、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合には、ただちに登園をお控えください。登園を控える期間につきましては、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間とします（この間にPCR検査受診して陰性の結果が出ても登園はできません）。

ご家族の勤務先などで感染が発生した場合であっても、ご家族が濃厚接触者に指定されなかった場合は、登園をいただくことは可能ですが、ご家族及び在園児の体調については十分にご留意ください。また、感染判明直後で濃厚接触者が調査中の場合につきましては、該当しないことが確定するまでの間は登園をお控えください。

2. PCR検査を受診した場合

在園児本人又は同居家族の方が、感染疑い等を理由にPCR検査の受診に至った場合につきましては、陰性の結果が出るまでの間は登園をお控えください。なお、保護者の方が発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合につきましても、極力送迎をお控えいただけますようお願いいたします。

3. 保育園職員の体制について

上記の1, 2の取り扱いは保育所に勤務する職員についても同様の取り扱いとしています。職員の体調管理についても万全を期していますが、感染拡大の状況によっては、通常の職員体制が確保できない場合がございます。通常と違う体制での保育となる場合や、規模の縮小等を行う可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保育料の扱いについて

上記1、2に該当して保育所をお休みいただきました期間につきましては、保育料の日割り減免を行います（上記の期間以外や、元々の出席予定でない日につきましては、日割り減免の対象とはなりませんのでご注意ください）。

保育料の減免には申請（書式22）が必要です。詳しくは在園の保育園か保育課までお問い合わせください。

※在園児又は同居家族の方が上記1・2に該当する場合は必ず在園する保育園までご連絡ください。感染拡大防止にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話：042-460-9842